

観音寺市告示第116号

観音寺市性の多様性の理解促進に向けた啓発活動事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月19日

観音寺市長 佐伯明浩

観音寺市性の多様性の理解促進に向けた啓発活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性の尊重を図るため、市民団体及び市内事業者に対し、予算の範囲内において観音寺市性の多様性の理解促進啓発活動事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則(平成18年観音寺市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 性的マイノリティ 性的指向(どのような性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。)や性自認(自己の性別についての認識をいう。)のあり方が多数者と異なる者をいう。

(2) 市民団体 次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 団体の拠点が本市にあること。

イ 構成員に満18歳(高校生は除く。)以上の者を5人以上有すること。

ウ 構成員の半数以上が市内に住所を有する者又は市内に在勤している者であること。

エ 継続的に活動を行っていること、又は行おうとしていること。

(3) 市内事業者 本市に事業所を有するもの

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、市内で継続的に活動を行っている市民団体又は市内事業者(以下「補助対象団体」という。)とする。ただし、市内で継続的に活動を行おうとしていることが確認できる団体も対象とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本市の性の多様性の理解促進に寄与する補助対象団体が実施する次の事業とする。

- (1) 性的マイノリティへの理解促進のための事業所等における人材育成、研修事業
- (2) 性的マイノリティの当事者、支援者等に対する相談及び支援事業
- (3) 性の多様性への啓発につながる事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の補助事業の対象としない。

- (1) 他の制度の補助金の交付を受けている事業又は受ける予定の事業
- (2) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (3) 団体の施設の建設又は当該施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (5) その他補助することが適当でないと認められる事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業に関する経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の経費については、補助対象経費としない。

- (1) 市民団体又は事業所の運営経費
- (2) 団体の施設の維持管理経費
- (3) 食糧費に相当する経費
- (4) 備品購入に係る経費
- (5) その他補助することが適当でないと認められる経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の全額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1補助対象団体につき、同一年度において1回とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象団体は、観音寺市性の多様性の理解促進に向けた啓発活動事業補助金交

付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 定款、団体規約、会則その他これらに類する書類の写し
- (3) 役員名簿（役員を置かない場合は、構成員名簿）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第8条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を精査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、観音寺市性の多様性の理解促進に向けた啓発活動事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(補助金の概算払)

第9条 市長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、前条に規定する補助金の交付決定通知後、補助対象団体に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助対象団体は、前項の規定による概算交付を受けようとするときは、観音寺市性の多様性の理解促進に向けた啓発活動事業補助金等概算交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 補助対象団体は、第1項の規定により概算交付を受けたときは、補助事業が完了したときにこれを精算しなければならない。

(実績報告)

第10条 第8条の規定による通知を受けた補助対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに、観音寺市性の多様性の理解促進に向けた啓発活動事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容報告書（様式第6号）
- (2) 事業の支出を確認できる領収書の写し等
- (3) 事業の実施状況がわかる写真、新聞記事、チラシ、レジュメ等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等により、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、観音寺市性の多様性の理解促進に向けた啓発活動事業補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定団体は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに観音寺市性の多様性の理解促進に向けた啓発活動事業補助金交付請求書（様式第8号）により補助金の交付を市長に請求するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

（2） この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

別表（第5条関係）

科目		経費の種類
人件費		活動スタッフ（アルバイトを含む。）など
報償費		講師、専門家等への謝礼、出演料、旅費等
需用費（食糧費を除く。）	（消耗品費）	用紙、看板等の消耗品費
	（印刷製本費）	チラシ、ポスター、資料、報告書等の作成等に伴う印刷費
役務費	（通信運搬費）	郵便料等
	（保険料）	損害保険料等
委託料		専門的知識、技術等を要する業務の外部委託に伴う費用
使用料及び賃借料		会場及び物品の借り上げ料など
その他		上記以外で特に市長が認めるもの